

○議長（中本正人君） 順番7、14番 岡君。

〔14番（岡 弘悟君）登壇〕

○14番（岡 弘悟君） 恐らく、本日最後の一般質問になると思います。お疲れのところですが、お付き合いよろしく願いいたします。

今回は大項目、大きい項目が二点です。一点目は、下水道事業認可区域の取り扱いについて。二点目は、地域と行政が連携した買い物支援事業をめざしてという、この二点なんですけども、特に、この一点目については、過去に一、二回、一般質問させていただいたんですけども、非常に自分自身は問題やと思っている部分なので、この一点目はちょっと厳しくいかしていただきたいと思っております。

早速、ちょっと読ませていただきます。

1番、下水道事業認可区域の取り扱いについて。

本市下水道事業の認可区域は、平成17年に指定されたエリアであります。この認可区域というものは、ある程度の計画性をもって指定されるものだと考えますが、本市においては、既に10年の歳月が流れ、さらには認可区域内の工事の完成まで、まだ何年もかかる状態です。本市を取り巻く状況が大きく変わったことは理解しておりますが、この認可区域というものには合併浄化槽などの補助金などが関係しており、接続に関しても今さらといった市民感情が芽生えるのは当然のことだと感じます。

それらの点を踏まえ、これからの下水道事業、現在の認可区域の取り扱いについて、以下、質問いたします。

①現在の状態で、認可区域内の下水道工事

が完了するには何年必要なのか教えてください。残事業の金額と、現在の年間工事予算ベースで結構です。

②基本的に認可区域というものは、完成まで何年計画のもとに指定されるものなのか。そして、認可区域内の工期が大幅に遅れるような場合には、その指定を解除することはできないか、教えてください。

③さきにも述べましたが、認可区域の指定を受けると、当該地区の住民は合併浄化槽の補助が受けられなくなります。もちろん、下水道工事など工期のかかる工事においては、完成まで数年かかるので、合併浄化槽の補助を受けられる人、受けられない人が出るのは仕方のないにしても、本市のような状態で補助されないのは問題と感じますが、いかがお考えでしょうか。

④今後の検討課題として、接続率とコスト削減を考えるなら、下水道事業そのものの見直しが必要であると考えます。さらには、今後住民が支払うコストについても、高くなる懸念があると私は考えます。それらの現状を踏まえ、本市下水道事業が、どの範囲で必要なのかを見きわめる時期ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

大項目の2番です。

地域と行政が連携した買い物支援事業をめざして。

本市で、車、公共交通機関を使わずに買い物ができる地域は限られています。多くの小規模な個人商店は店を閉め、大型店舗に至っても撤退などにより、多くの地域で買物ができない空白地となっています。さらに高齢化が拍車をかけ、本市で買い物空白地域を拡

大きせております。

そこで、地域と行政が連携して行う、タブレット端末を使った買い物支援事業に注目してはいかがでしょうか。基本的に、タブレット端末を使うことが難しい高齢者などを行政と地域住民が連携し、手助けするといった手法であり、市内の小規模商店、大型店舗等と契約し、宅配便で品物を届けるといったサービスです。市内商業店舗の売り上げにも貢献でき、利用者にも多くの利便性をもたらすシステムだと思いますが、いかがでしょうか。

以上二点です。明確な答弁、よろしく願います。

○議長（中本正人君）14番 岡君の質問項目1、下水道事業認可区域の取り扱いに関する質問に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（大倉一郎君）登壇〕

○上下水道部長（大倉一郎君）一点目の、現認可区域の下水道工事の完成年数についてお答えします。

現認可区域における残事業費を積算すると、現在価格で約51億円の面整備が残っています。仮に、現在の年間工事予算約4億円ベースで進めると、認可区域が全て完了するまでは、約13年の期間となる見込みです。

二点目の、認可計画の期間、認可区域の指定の解除についてお答えします。

現認可区域は、平成25年度に見直しを行い、計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間となっていますが、本市の財政事情等により大幅な遅れが生じているのが現状です。

一方、本市下水道は、九度山町、かつらぎ町とともに汚水処理を行う流域関連公共下水道事業であり、和歌山県が策定した上位計画である、紀の川流域下水道（伊都処理区）事業計画と整合を図りながら、整備を進めています。

なお、本市認可計画の工期が今後大幅に遅れるような場合には、住民の皆さまの意見等を取り入れながら、県、2町とも協議し、認可区域の変更を行い、一部解除することが可能です。

三点目の、認可区域内において、合併浄化槽の助成が受けられないことについてお答えします。

認可区域内では、循環型社会形成推進交付金交付要綱、和歌山県浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱、及び橋本市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱により、合併浄化槽の助成を受けることはできません。現状では、認可区域に入っていないながら下水道整備に時間がかかる一方、合併浄化槽の助成も受けられない状況にある方々があります。このため、少しでも早く下水道整備を進めることが下水道に携わる者の責務であると考えていますが、整備期間が長期にわたり、認可区域の見直しが必要となる場合は、県、2町と協議し、住民の同意を得て認可区域の追加や解除を行ってまいりたいと考えています。

四点目の、下水道事業における今後の検討課題についてお答えします。

本市は、平成25年度から公共下水道接続促進助成金を創設するとともに、接続助成金創設の際は、未接続建物に対する個別訪問を行う等の啓発活動も実施し、接続率の向上を図ってきました。結果、平成26年度末において、整備済区域内の接続率は人口比で81.2%となっています。

しかしながら、平成27年1月27日付総務大臣通知により、公共下水道事業の公営企業会計適用を求められています。本市公共下水道においても適用への準備を進めていますが、企業会計を適用することは、独立採算制での下水道経営となるため、下水道使用料に影響が現れてくると思われます。

現時点、計画区域全体の面積変更は紀の川流域下水道事業の経営計画に影響を及ぼすことから困難ですが、今後、認可区域に指定し、事業を実施する際には、接続要望の多い地区を優先的に事業化するなど、費用対効果を考慮しつつ、コストの削減にも取り組んでいきます。これらのことを考慮しながら、今後とも整備を進めてまいりたいと考えています。

○議長（中本正人君）14番 岡君、再質問ありますか。

14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

まず、小項目の1番から行かせてもらいます。

残が51億円で、だいたい4億円ぐらいの予算で、4億円といっても4億円なかったかな。ぐらいで予算が組まれて、約13年かかる。ここで一点、確認したいんですけども、今の認可区域に指定されたのが平成17年で約10年間、そして、今後、最終認可区域の円の中を工事が終わるまで、10年足して23年間、つまり、23年間は今の認可区域は終わらないという、データ、簡単に言えばそうですよね。僕の聞いていることはそうやし、部長の答えていることもそうなんですけど、だから、1番、これはこれでええんです。確認したかったんで。

ただ、今2番、すごくいいことというか、すごいことをさらりと言っていたんですけども、これ、住民の理解得たら解除していくという方向で部長は考えておられるということですよ。これ、さらりとおっしゃいましたけども、今までこれ、なかなかしてもらえなかったんです。僕は解除していかんあかんよ、これはもう本当に地域住民にとってもマイナスになるんで、解除していかないと地域の住民の方が補助金もらえないと。下水

道来へんのに、自分で補助金もらえずに浄化槽入れて、しかも、じゃあ下水道いつ来るんですかと聞いたらわからないというような、何かとんでもないような話が今までずっとまかり通っておったんですよ。

その、まかり通ってた話は、僕はずっと以前も一般質問させてもらったとき、いや、それはおかしいでしょという話で、ただ、なかなかできへんというような話を聞いて、いろいろ考えたんですけど、そうなんかな、自分で調べたら、いやいやそんなこともないん違うかなと言いながら質問させてもらったんですけど、部長、さらりとお答えいただいて、じゃあ、住民の理解をいただいたら解除していく方向ということなんですね。ちょっと確認のために一点。

○議長（中本正人君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）今、議員のおただしがありましたけども、認可区域を本当に解除できるのかと。私の先ほどの答弁で、解除できますというようなことで答弁をさせていただきましたけども、この下水道事業についても、今現在、和歌山県の位置付けというのは、全国の位置付けからしますとワースト2位という形の下水道整備の事業の整備率になっておるんですけども、橋本市の場合におきましては、整備率が約50%を超えていますので、非常に全国の平均からいきますと、約中間ぐらいになるのかなと。橋本市だけを考えればです。和歌山県全体を考えれば、ワースト2位という形になっております。

ただし、今後、全国で整備が進んできまして、更新時代を迎えているというようなところも出てきています。それで、平成31年には、独立採算である企業会計にも下水道事業が移行していかんなんというような時代に入ってきてます。よって、認可区域を見直すというのは、九度山、かつらぎ、1市2町の広域関

連の事業でありますので、以前は見直しは非常に難しいというところがありましたけども、こういう企業会計にも移行していくという点において、認可区域の見直し、この計画区域の見直し自体は広域の事業関係の関連で非常に難しいんですけども、認可区域の見直し、解除というのは、浄化槽の助成を受けられないという方が、非常に私も声をよく聞きますので、非常に迷惑かけておると思っていますので、下水道整備が毎年事業費が多くて進んでいくのであれば、5年間で認可区域は終わるような計画で進んでいけるのであればいいんですけども、市の財政状況も厳しい中で、こういう徐々に進んでいっておるといので、質問の認可区域を解除できるかということについては、今後、解除をしていきたいと、こう考えております。

○議長（中本正人君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

これはなかなか難しい問題を、かなり踏み込んで前へ進めていただいたと思っています。すごく感謝しております。

ただ、感謝の反面というか、二本立てでちょっとこれ、僕、一般質問考えさせてもうとったんで、一本目の柱はそれですごく前向いて進んだし、これからの下水道事業について、補助金を受けられない方が受けれるようになるというのは、本当に公平性を保つために、すごく良かったことやと思います。

ここで、一点だけ確認したいんですけど、今後13年かかる認可区域の円を5年に縮めたとしても、外れた地域の方は、結局5年後にまた新たに組み直すんやから、自分ところの家の前に下水道が来る工期というのは変わらないですよ。ですよ。外したからといって、自分とこの家の前に来る下水道が遅くなることはないですよ。予算ベースが決まってるんやから。そうですね。円は外へ外へ

広がっていくんやから、一番外の端におる人の円が小さくなったとしても、また新たに含まれるということは、つまり13年後に来る人は、外れたとしても13年後に来るということですよ。その確認しておかないと、住民の方は、外れたら遅れると思ってしまうので、その確認、ちょっと一点。

○議長（中本正人君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）この認可区域が外れるという形になりましても、この認可区域を外すことにつきましては、1市2町と県の同意、地元の同意も必要になってくるんですけども、また、新たに認可区域を入れていくということも可能ですので、その点で、13年先になるんかというようなご質問でございますけども、あくまで認可区域に入れば、できるだけ5年から7年で、認可区域の入るところについては実施をしていきたいなど、こう考えております。

○議長（中本正人君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ちょっと僕の聞き方が悪かったかな。

例えば、10年の円がありますよね。そしたら、この10年の円のエリアは、5年に例えば縮めて、半分のエリアに縮めますよね。でも、この半分に、最初にあった10年のこのエリアというのは、結局は10年後に、このエリア全部完了するということですよ。だから、認可区域を5年に縮めたからといって、この最初の10年の円が大きくなるということはないでしょう。さらに時間がかかるということはないでしょう。つまり、工期は変わらないですよ。そういうことでしょう。

結局、だから外れたからといって、自分とこの家の前に来る下水道が遅れるわけではないんですよ。結局、待ってても10年かかると。待ってる間に10年かかるんやから、それはその間に家建てる人は、補助金もらわれへんか

ら外さなあかんという話を僕は根本しておるので、部長も理解していただいていると思うので、これはこれでいいんですけども、ほんで、もう一点お聞きしたいんですけども、前に聞いたときに、法的にいろいろ難しいとか、いろんな話をお聞きしたんです。そしたら、今、何か法的に変わったんですか。だから解除できるんですか。それとも、そうじゃなくて以前も解除できたんですけども、なかなか難しいと。その難しい壁を、今、これじゃあかんから乗り越えていこうかという話でやってくれるのか。その辺、大事な話なんですよ、これ。

○議長（中本正人君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）以前が解除できたのかというようなご質問ですけども、以前につきましては、流域の公共下水道というような関係もございまして、認可区域の枠についても、計画区域の枠でも一緒ですけども、計画区域の中に認可区域という枠があるんですけども、認可区域についても、流域の伊都浄化センターのほうへ流入する汚水量の関係も出てきます。その関係で、非常に難しいというような面がありました。

それで、法改正がなったのかというようなことでございますけども、下水道法では認可という言葉がなくなりました。ただし、都市計画法において、下水道事業をする場合は、都市計画法に基づく認可の手続きが必要だということで、都市計画法では認可という言葉が残っております。

それで、下水道法では認可は、言葉はなくなつたんですけども、都市計画法では認可という言葉が残っておりますので、現在も認可区域という言葉は残っております。

○議長（中本正人君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

ちょっと答えにくいことなんかもしれない

ですけど、自分自身は法的にはあまり変わってないかなという認識のもとで質問させてもうとるんです。で、そういう認識のもとで自分は話を進めさせていただきますけども、ちょっと3番なんですけどね。一、二年の工期の遅れは、例えば5年の円の中で、いや、1年、2年遅れて、その円が7年かかりますよというのはわかります。計画どおりには進まないの。

でも、もう一点、もうズバツと言わしてもうたら、もう既に10年たっておるんですよ。それは急に予算下がったんですかね。違うでしょう。だいたい僕、話聞いてたときから、予算ベースはどんどん下がってきて、工期はどんどん伸びる傾向にありましたよね。その時点で、下水道の計画、認可区域の計画が遅れるというのは、僕、正直わからなあかんと思うんですよ。

つまり、5年ではできない、7年ではできないというのは計画性の中でわからなあかんはずなんです。実際10年たって、まだあと13年かかるという話をしておるんですよ。ということは、早よ外したったら補助金もらえた人いっぱいいませんか。何でそれをしてなかったんかという話なんです。今から外していただくのもすごい労力要るし、すごい大事なことです。それももちろんひとつ大事。でも、その横に同じぐらい大事なのは、じゃあ何で早く外さへんかったんかなという疑問がある。今から、これから今後の13年の中で外してもらっていただける人はおるけども、じゃあ、この過去10年間の間にももらえへんかった人もおるんですよ。

つまり、計画がある程度遅れた時点で、いや、この認可の区域はこんだけ縮めましょうというたらできたんであれば、多くの方が補助金もらえたんです。補助金の額で、ちょっといろいろ、皆さんご存じやと思うんですけど

ども、橋本市の補助金の要綱を見たら、5人槽で33万2,000円、6人から7人槽で41万4,000円、8人から10人槽で54万8,000円という金額が出てますよね、これ。こんだけもらえたんですよ。もらえなかったから浄化槽つくってない家ってありますか。家建てるとき、皆さん浄化槽自分で払ってるんですよ。じゃあ、下水道いつ来るんですかと聞いたら、わかりません。わかれへんけども、認可区域に入ってるから補助金もらえないんですという話になっている。じゃあ、外してあげたらいいやないかという質問をずっとしてた。でも、法的に難しい。

今、ほんまに英断してくれたと思うので、それに関しては僕は責めてるわけでもないんで、すごくありがたい。ただ、ここでほんまに立ち返ってほしいのは、もらえなかった人は、正直何でももらえへんかったんかなと。明確に、いや、こうやからももらえなかったんですよと言えたらいいですけど、現状が変わって工期が遅れたから、15年かかって、25年かかってもらえない。それは理屈に合うてるんで、それは理解しますよ。じゃあ、外したらいいじゃないですか。僕はそこが一番気になる。これからのことも気になるけど、今までのことも気になる。

それで、別に今の担当課の方を責めようと思ってるので、それはもう過去からのずっと経緯があるので、今、一生懸命やってくれておるんで、それはそれで、ちょっと言葉過ぎたら申しわけなかったんですけど、ちょっといろいろ調べたんですよ。僕も。そしたら、いろんなところがあって、これは田布施町というのかな、「公共下水道認可区域内においても浄化槽設置補助を受けられる場合があります。ご相談ください。」と、これは町でやっておるんですわ。その中、いろいろ読んでいたら簡単なんです。うちらと一緒に。工期に時

間がかかるところ、そういったところは申し出てくださいと。うちとこ、こんだけかかってなかなか来ないんで、補助金、町の単費で出してると思うんですわ。国からの補助とかなないので全額補助というのはなかなか難しいので、かつらぎ町もたしかやりましたよね。町の単費で出してましたよね。

だから、いろんな意見あるんやけども、僕がここで言いたいのは、こんな状態で、自分らで補助金ももらわんと浄化槽たてて、いつ来るかわかれへん下水道が今来て、じゃあつないでよってつなぎますか。そんな人いますか。合併浄化槽自分でつけて、何ら法的に問題ないんですよ。

下水道法が施行されたのが、昭和33年4月24日なんですよ。ですよ。ということは、この時代というのはすごく環境汚染が進んでいて、これ、以前、今県議になられた中西議員もおっしゃってたけど、この時代はほんまに下水道、下水道と言った時代やったと思うんですわ。その間に単独浄化槽から合併浄化槽が変わって、合併浄化槽の性能がすごく上がって、環境にすごく良くなったと。下水道の役割がかなりどうなんやという、見直しの時期にもかなり来ている時代になっているから、そういったのも考えて下水道事業進めていかなあかんよと、以前、もう6年ほど前かな、おっしゃったの僕も覚えてるんですけども、それも踏まえて、僕も全く同じ意見なんですけどね。そんな状態がわかってありながら、いつまでも認可区域の中に入れておいて補助金もらえなかった人というのを、これからどう扱わなあかんのかというのを、今後やっぱり考えていかなあかん。これ、大きな課題ですよ。

今、ちょっとボールだけ投げさせてもらいますけど、答えをそんなすぐくださいと責める気も、責めてもこれ、もうどうしようもな

いので。ただ、今後、行政がやってきた施策の中で、やはり遅れを生じて住民の方が不利益を得たことを、どうやってカバーしていくかというのもセットで考えていかなあかんのですよ。外してこれからもらえる人、ほんで、いや、外さなかったためにもらえなかった人、そのくくりを移すのは難しいですよ。平成17年から始まって、22年以降の人にはどういう形であげるんかとか、いやいや7年後の人なんかというのは難しいけども、でも、考えていかんと、これは、僕は不公平きわまりないと思う。

これ、大事な話なので、これ、以前も言わしてもうたんですよ。でも、正直何も進んでない。正直ね。お金かかるし、すごく難しい話なので。でも、皆さん聞いてくださいね。ほんまに。外せたものを外さないがために、もらえなかった人がおって、何ら普通の浄化槽と変わらないんですよ。それはちょっと胸に置いておいてください。ちょっときついこと言うてるんで、自分でもわかってるので、難しいこと言うてるのもわかってるので、今、答弁は求めないですけども、ただ、ほんまに考えてください。それだけ一点、要望入れておきます。

御礼に、解除していくという方向にしていたいただいたというのは、ほんまにすごい一歩やと思うので、それに関してはほんまに感謝してます。これから家建てる若い世代の方が、本当に助かると思うし、いや、橋本市で住むきっかけにもなると思うので、それはほんまに感謝してます。だから、もう一点、大きな問題を今後解決していけるために、また皆さんで考えてください。よろしく願いいたします。

3番までは、もうこれで結構です。

ほんで、4番なんですけど、これもちょっと厳しいこと言います。今現状、下水道料金、

このままの現状で果たしてやっていけるのかという問題が、大きな課題になってくると思うので、実際、国土交通省のホームページでいろいろ調べたんですけど、全国平均で、賄えているというのがだいたい6割で、4割は一般財源から繰り入れてもらっているという形が多いと。だから、本市の場合は半分近くが繰り入れになってるんかな。ちょっとその辺、確認したいんです。

○議長（中本正人君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）下水道事業の場合の年間の予算でございますけども、約20億円。この20億円については、維持管理費、職員の給料、全部含めてのことなんですけども約20億円。そのうちの10億円については、先行投資した起債の部分もございますので、約半分、一般会計のほうから10億円繰り入れていただいております。

○議長（中本正人君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

そしたら、これ、国土交通省のホームページというか、マニュアルが出ておるんですけど、「持続的な下水道を実現するための管理と経営に関する取り組みについて」という中にもうたってあるんですけども、これから、今、部長からもお話しいただいたんですけど、企業会計になったら黒字めざしていかなあかんですよ。ということは、今の状態でいったら半分、単純計算ですよ、僕、ばかなこと言ってますけど、単純計算さしてもうたら、今の料金の倍もらわないと合わないじゃないですか。でしょう。

そしたら、僕が一番気になるのは、下水道事業というのは、上水道、水道の事業と違って、別に下水道につながなくても合併浄化槽もともとあった人は、それでもよかったんですよ。こんなん言うたら悪いけど。下水道事業に反対しているわけじゃないけど、はっき

り言うて市民の立場から言うたら、今の料金やから合併浄化槽とほぼ同じ、もしくはちょっと安く維持できるという話になっておるけども、これは将来的に、僕個人の意見ですよ、僕は絶対上がる、上げないとやっていけないもん。市だけ違いますよ。県も。絶対上がらなやっっていかれへん、これは。

ということは、やはりここにも書いてあるんですよ。適正なコストも考えていかなあかんけど、住民の理解もちゃんと得なあかんよと。ということは、もう正直な話、上がらなはずがないと、僕は個人的には思ってます。やっぱり、接続する人に、市民の方にもその情報というのは開示していかなあかんと思うんですよ。理解を求めていかんと。

つまり、環境基準を、ほんまに下水ってマックスええと思えますわ。環境に対してはマックスいいんでしょう、きつと。合併浄化槽よりはいいと思えます。水がきれいな、全く汚れた水が入らないので、すごくいいと思えます。ただ、それにはコストがかかるんやと。みんなで、環境を守るためにはコストがかかるという考え方をもとに、大きなお金が必要なんですよという説明しかないでしょう。維持していくためには、そんな上げていけないですよ。実際、環境にはすこぶるいいので、合併浄化槽と同じ値段でやれるというのは、まあまあ夢物語か、特に橋本市みたいな、こんな山岳地帯ではね。夢物語なんかなというのはもちろんわかるんです。

ただ、ほんまに今の情報というのは、やっぱり開示していかなあかんですよ。さっきも言いましたけど、上水道と違って、別になげんでもやっていけるもんなんですよ。それは、ある人が、皆持つてる合併浄化槽につないでいる人が、あえて下水道にまたつなぎ直してくれると思うんですよ。でも、今の値段で皆さん考えてしまうけど、将来的には

100%僕は上がると思う。僕はね。上がらんといいんやったら、それでいいですよ。絶対上がると思う。下がることはない。僕はそう思います。100%。今の状況見たらわかりますもん。

だから、ここにも書いたように、やっぱりそのコストを、これから適正な価格の設定も全部うたってますわ。適正な価格も設定していけというのは、これは結局、企業会計に移行していくので、それは国が見たいんですよ。それは見たいのはわかるんですよ。でも、僕がここで気になるのは、赤字やからというて、国は補填してくれないでしょう。僕、いつもこれ、思うんですよ。赤字やったら自分らで、自助努力で上げないと補助金が下がりますよみたいな話は多いんやけども、出したろという話は少ないんです。

だから、それも含めて、やっぱりこの計画自体を考えていかなあかん時期に来ているというのは、それが言いたかったんです。計画自体も考えて、ただ、先ほど部長も答弁いただいたんであれなんですけど、県とかほかの町とも関係しているんで、ただ、何ていうんですかね、僕ばかりしゃべって、時間もたつたんで要望で終わりたいんですけど、ほんまに下水道、いや、自分とこの地域はもう下水道さほど要らんよと。もう浄化槽で十分やという地域が例えばあったとしますよね。例えば、それが10軒ぐらいの単位で、村単位で、そこに何億円ものコストをかけて下水道を引くという事業になったとしますよね。そしたら、もしそこが、いや、うちは下水道要らんのやという話をしてくれるのであれば、やはり補助金等で、新しくつけてなくても補助して行って、下水道の建設コストを削っていくというんかな、それ、変な話、流域との兼ね合いがあるというけど、流域、何百件も減らすわけじゃないでしょう。そういう地域が橋



本市で、実はぼつぼつあると思うんですわ。

別に、ほんまにこれ、地域の方の理解がないとできないですけども、お互いのメリットを考えて話を進めていけば、たとえ数千万円でも削減できると思う。やはり、そういったことも市でできること、県とかほか2町で話しをしないとできないこともあるけども、市で単独でできて削減できる場所は削減していかないと、これは部長に聞きたいんですけど、僕もだいたい年数は知ってるんですけど、計画区域を終わらすまで、あと何年かかるんですか。

○議長（中本正人君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）計画区域の全体の事業費が約500億円ということになります。それで、今現在、260億円程度が終わりますので、あと240億円が残るという形になりますので、4億円ベースでいきますと約60年間かかっていくという形になります。

それで、先ほど議員のおただしになりますけども、非常に企業会計になったら下水道料金が上がってくるのかというようなおただしもいただきましたけども、企業会計になれば、維持費、減価償却費も計上していくような形になりますので、現在の下水道料金、150円以上は必ず上がっていくという形になります。

○議長（中本正人君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）言いにくいことを正直に答えていただいたようで申しわけなかったんですけど、ほんまに上がるものは上がるんです。自分自身はそう思ってます。だから、やはり計算して、先ほどのホームページを見たら、自分とかがだいたいどれぐらいで維持していくかという、「スイスイくん」という計算するソフトがあるらしいです。入れたら自分とこ、だいたいどれぐらいで維持できるかというのがわかるらしいので、目安にはなると思うので、1回使ってもうたらええかなと

は思うんですけども、本当にたとえ数百万円でもコスト削って、早く計画区域をやっているかなあかんという中で、自分とこでできるところは自分とこでやっていく。県と相談して、九度山町とかかつらぎ町とも話しして、できることはそれでやっていく。やはりその二本立てでやっていかんと、この計画区域60年というのは、なかなか縮まることがないと思うので、それは橋本市でできること、まず、そこから始めていただきたいと思います。

最後、本当に先ほど言うた話と、この話も含めて、この三つというのは、やはりこの下水道事業については、本当に今後柱になってくると思いますので、時間はかかると思いますが、どうぞ前向いて進めていっていただければ、よろしく願いいたします。

一点目、終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、地域と行政が連携した買い物支援事業に関する質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（笠原英治君）登壇〕

○経済部長（笠原英治君）地域と行政が連携した買い物支援事業についてお答えします。

本市のみならず、高齢化社会の問題は今後ますます深刻になり、買い物弱者も増えていくため、早期の対応が必要であると認識しています。

経済産業省では、買い物弱者を応援する方法を大きく三つ挙げています。一つ目は、身近な場所で店をつくること、二つ目は、家まで商品を届けること、三つ目は、家から人々が出かけやすくすることです。

その中で、家まで商品を届ける本市の事例として、ネットスーパーオークワや松源のゲンキ宅配便が市内でも利用されています。これらのメリットは無料の会員登録をすることにより、配達エリア内に住む人であれば、注

文した商品が自宅まで配達されるというサービスです。また、一定額以上の買い物をすれば送料が無料になる仕組みです。問題点は、自宅から注文するときに、高齢者のみの世帯であればインターネットの利用ができない方々がいることです。

ご質問のとおり、地区の集会所等に毎週定期的に集まり、各地区の買い物支援員がタブレット端末の操作をお手伝いする体制づくりは、現実的な対策として有効であると考えます。

ただし、橋本市独自の買い物支援システムがないため、取り組むとすれば、まずはネットスーパー等の既存のシステムを活用することになります。本来、小規模商店の商品を含めた買い物支援システムを導入し、買い物支援を進めることが大切だと考えますので、今後は、少ない費用でシステム構築できるかを研究するとともに、買い物支援員等の人材支援を含めた総合的なかわり方も研究してまいります。

○議長（中本正人君）14番 岡君、再質問ありますか。

14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

今でも橋本市の中でも、もちろんあるのは知っておるんですけども、今、部長もお答えいただいたように、僕の言っているのは、本当に集会所に、集会所というのは、ただ単にその地域にあるので、別に集会所じゃなくてもいいんですけども、決まった日に集会所等に集まっていたら、そして、行政なり、地域の方がお年寄りのサポートをしながら買い物支援をしていくという地域一体型なんですけども、これは多くの市町村で、実際もう始めているところ、多いです。

特に中核を担っているのが、集会所等に出

向いてお年寄りのお話しを聞いたりとか、買い物を手伝っている中核を担っているのが、社協が多いですね。社会福祉協議会。橋本市でも立派な社協があるし、集会所等も各地に点在してますし、人材も多くの地域の方も、リタイヤされた方も、パソコン使える方も多くいてる中で、システムの問題を今おっしゃってましたけども、ハード面では、僕はできると思うんです。ハード面ではね。まず一点クリアできるのは、ハード面ではクリアできると思うんです。

そこで、ソフト面のお話しされてましたけど、資料を皆さんにお配りしようと思ったんですけど、ちょっと時間がなかったんで、これなんですけど、自治体向けアンドロイド端末活用、ライフコミュニケーションサービスという、実はもう、こういった端末のソフトがあるんです。いろんなところで。もう既に、買い物支援できるように、各自治体が使えるように、端末の中のソフトをつくってくれてるんです。特に有名なのは、NTTの西日本ではまだ行ってないですけども、東日本でやってるフレッツマーケット。これ、フレッツマーケットというのを導入したら、そのソフトでできるんです。地域の方がそのフレッツマーケットに加盟してやればできるんです。

これ、NTTの東日本なので、調べたんですけど、まだ西日本はサービス始まってないんですよ。ただ、別にこれに頼らずにでも、ほかでもいろいろ端末ソフトはありまして、価格の差はあるので、安全性もあるので、行政が使うとなったら、なかなか決めていくのは、どれがいいかというのは時間はかかると思うんですけど、やろうと思えばできると思うんです。

各橋本市内の大規模店舗、あと個人商店さんらで、まあ言えばマーケットを構築していただいて、そして、その中で商品をやりとり

していくという方式。それは、市内で買い物をしていただけるというメリットもありますし、市内業者も買っていただける可能性が広がるという意味では、すごくメリットがあるし、買い物される方も、買いに行くのがなかなか難しいという方も自宅まで配送していただけるので、その辺は両方ともにすごくメリットがあるのかなど。

一点、気になるのは、じゃあ大型店舗と同じ品物を並べて、個人商店が売れるのかという話は、僕、出てくると思うんです。でも、今現在、大型店舗あって、大型店舗に行った人が、帰りにじゃあ個人商店も一緒に見て、どっちがええか見て買おうかという人いますか。いないでしょう。だから個人商店が廃れるんですよね。でも、同じフィールドで品物を見比べてもらえるというチャンスが僕は生まれると思う。今はそのフィールドに上げてもらえてないですよ。

そしたら、売り方によっては、価格は高いけども生産者から何から、糖度から何から違う甘いトマトやったら買いますという人もいますよね。ランチで行くイタ飯屋がすごくはやるのと、あと、すごく高級なイタリア料理屋がすごくはやるのは、これはもう完全に狙っているターゲットが違うからでしょう。売り方さえ変えれば、ターゲットさえ変えれば、個人商店もビジネスチャンスが生まれると思うんです。

だから、本当にみんながいいものを売って、そして、価格で勝負をするのか、物で勝負をするのかと、いろんな考えがあると思うんです。商売人。その中で、競争できるほんまの、地域の商売にとってもプラスになる。だからこそ、僕はこういったサービスをやっていけば、行政がやるべき買い物支援の一番の形なんかなどと思うんですけども、部長、その辺はいかがでしょうかね。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）ただ今議員からおただしありました、商店街の商品も買い物支援システム活用できましたら、非常に商店街の商品のPRにもなりますし、結果、直接商店街のお店に問い合わせしたり、購入したりするきっかけにもなっていくと思います。

ただし、議員も言われたように、大手のスーパーに限った買い物支援システムであれば、場合によっては商店街とか、小さな、小規模の商店に関して、圏域を犯していく可能性はあるかもしれません。少なくとも、ネットスーパーなんか利用するのであれば、スーパーにはない中小商店の商品の取り扱いが可能なようにして、本当に独創性のある商品、ブランド力の高い、そういった商品を、スーパーの商品と一緒に購入できるようなシステムを構築することが大切だと考えます。

○議長（中本正人君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

ほんまに、今、僕は、社協が地域住民の窓口になったらいいんじゃないかなと個人的には思っておるんですけど、商売される方のマーケットの窓口になるのは、商工会があるじゃないですか。商工会議所もあるじゃないですか。やはり窓口になって、個人商店の方も結局は、買う側もそうなんですけど、載せる側もようせんのですよ。じゃあインターネットにどうやって載せて販売していったらいいんやというのわからない。ノウハウもない。やはり、そういうときに窓口をするべき団体、僕は今、商工会議所と商工会を言わしていただきましたけども、一番自分も入ってて、わかりやすいんで、ちょっと名前お借りしましたけども、やはりそういった窓口になっているところが、商業の発展のためにそういうのも、個人商店にもノウハウを教えるという形をとれば、僕、個人も気軽に参加しても

らえると思うんです。

何も、無理に売っているわけではないので、商品を並べておいて、買う側はお客さんが選ぶのでね。ただ、買い物をできない方に、いろんなバリエーションで見させていただいて、いろんな嗜好される方がいますよね。高くてもいいものが欲しい方もいるし、いや、安いほうがいいという方も。だから、そういうバリエーションを、店にしても、やっぱり個人商店を入れていくべきやと思うし、一番、ほんまのお題目の買い物支援ができると思うんです。

これ、ほんまに週に2回でもそれをやってあげたら、もうあとは荷物運ばんでも、自宅に買い物したものが届くんです。僕、買い物支援でいろいろ考えて、いろいろ悩みましたけども、いろんな方法はあるのはあると思うんです。ただ、地域と連帯して行政もやっていく中で、互いに協力していくというのが最終的には一番大事なんかなと。つまり、移動販売とかいろんな方法があるけども、移動販売するにしても、行政が本当に手助けするという形になってきたら、補助していくとかいう形になっちゃうじゃないですか。つまり、いろんな部分で赤字が生まれたりとか、そういった部分で、商店との、商売と行政の考え方というのは違うので、なかなかお互い話できない部分はあるんやけど、これはシステムづくりだけをやって、あとのやりとりというのは民民の話で、売れなくてそのマーケットからおりるという方はやめはったらいだけで、いや、商売になるよという方は、どんどんどんどん参加してもらったらいというやり方なので、別段、補助金出すとすれば、各集会所に1台入れるタブレットに補助金付けて、あとは通信費は各自治会で払ってもらったらいというぐらいかなと僕は思うので、非常に安くつくし、今後の課題としてでいい

んですけど、ちょっと考えていただいたらいいと思うんです。非常にええシステムやと思うんですけどね。

ただ、ほんまに教える人がいないとできないんです、これ。それは地域の方でもいいし、社協、例えばの話ですよ。社協でもいいんやけども、そういった形で地域と、行政と、商工業者と巻き込んで、皆でつくり上げていきましょうよというシステムなので、投げっ放しにしちゃうと、とんでもないことになるので、皆でつくり上げていくええシステムやと思うんですけども、部長、もう一回だけちょっと答弁いただけますか。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）高野口町の商工会とか、橋本商工会議所であったり、事業所支援を行う事業ですので、地域の中小商店を応援する目的からしても、積極的にこういった商工団体がかかわっていただく必要はあろうかと思います。

それと、確かにタブレットの使用支援として、全国の事例を参考にしますと、NPOの法人であったり、社会福祉協議会であったり、先ほどの商工団体、そういった方々の事例があります。行政が支援する場合は、買い物支援だけでなくして、例えば健康診断であったり、暮らしの相談であったり、介護の相談であったり、そういったことも含めて総合的に考えておる事例もたくさんありますし、橋本市も、買い物支援だけに限って集会所に集まってという形はなかなかとりにくいかと思います。

県内でも、田辺市なんかは、県の補助金をいただいて、これは過疎地域の振興施策として龍神地域に光ファイバーの整備をしまして、田辺市がサポーターを派遣して、ネットの発注のそういう支援を高齢者に向けてしている、そういう事例もあります。そういったところ

をいろいろ参考にしながら、一番より良いものを、行政として総括的に考えていく必要があるのではないかと考えます。

○議長（中本正人君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）これが一番とはいいませんのでね。ただ、一例としてお話しはさせていただきます。ただ、ほんまに自分自身思うのは、本市は光ファイバー、光回線もほぼ通っています。NTTが引いてくれました。行政がなんや補助金出して引く必要もほとんどないでしょう。あとはハードがあればつなげるだけです。ソフトがあったら入れるだけ。あとは商工業者とタイアップして、誰が売ってくれるんか。誰が買うんか、誰が教えるんかという仕組みさえつくってあげれば、あとは勝手に転がっていくんだと思います。

簡単そうに見えて、すごく力の要る作業やけども、でも、本当にいろんな地域で満遍なくサービスを提供しようと思えば、物理的に人間が足りないので無理です。移動販売にしても、結局、物理的にしんどい部分が出てきます。でも、タブレットさえあれば、その地域、その地域がつながって、少人数の人が教えてあげれば、多くの方が買い物できる状態になる。やはりそういったシステムを構築していくというのは、今の橋本市の買い物難民の皆さん、特に、買い物難民と言いながら、本当に若い方も、いや、どこに買い物に行っ

たらええんやろうという方もいらっしゃると思います。

だから、個人で持ってる方は個人でできるんやけども、やっぱり高齢者というのは自分でできないので、そういう部分で行政が助けしていくというのは僕は大事なことやと思います。そういうやり方でこそ、初めて僕は市民協働・参加型の社会が構築できると思いますので、一例として紹介させていただいたので、今後検討してください。

以上で終わります。

○議長（中本正人君）14番 岡君の一般質問は終わりました。

---

○議長（中本正人君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明6月23日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時48分 延会）